

## 株式会社デザインーク 行動計画

従業員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2029年3月31日（3年間）

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1：男性の育児休業取得率を70%以上とする。  
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

(取組内容)

- ・2026年4月～管理職向けに、部下の育児休業取得を促すための指導を対象者が発生の都度実施
- ・2026年4月～新育キャリア補助金制度に関する周知の実施（男女問わず公平なものへの変更等について）
- ・2026年4月～社内報などによる社内における男性育休などの実例や声を紹介
- ・2026年10月～新育キャリア補助金制度の利用を推進する取り組みを実施

目標2：フルタイム労働者・短時間労働者それぞれについて、一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計労働時間数16.3時間未満とする。  
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

(取組内容)

- ・2026年4月～所定外労働の原因の分析等の実施
- ・2026年4月～ワークライフバランスへの意識付けを強化することを目的とし、  
RE 休暇の新設など、制度面での充実を図る
- ・2026年6月～通達、社内報による現状の社員への周知
- ・2027年1月～管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- ・2027年4月～各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標 3 : 管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を 10%以上にする  
（女性活躍推進法）

（取組内容）

- 2026 年 4 月～女性従業員の管理職候補となり得る人員の把握
- 2026 年 10 月～昇格必須資格取得の支援（模試提供など）
- 2026 年 10 月～育成計画の策定
- 2027 年 4 月～管理職候補の女性を対象として研修を実施

以 上